

被疑者国選弁護人制度の規定改正

被疑者国選弁護人制度を定めた刑事訴訟法 37 条の 2 の規定の改正が平成 21 年 5 月 21 日施行されました。それに伴い本制度対象事件が、

「死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」

↓

「死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」

と拡大されました。

- ・ 傷害・窃盗・詐欺等が新たに対象事件に加わりました。
- ・ 3 年以下の公務執行妨害、住居・建造物侵入等は対象外事件です。

* 本対象事件については、弁解録取書 (乙)・様式第 19 号の 2 で作成します。

(対象外事件は同書 (甲)・様式第 19 号の 1 で作成します。)